

議題事項

警察署協議会委員のうち、任期が令和4年3月31日をもって満了する委員について、再任または新たな委員の選任を行い、令和4年4月1日付けで委嘱する。

1 委嘱期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間

2 委嘱委員数

9警察署の委員（高松北、高松南、丸亀を除く。）21人

・新規委員 2人（女性2人）

・再任委員 19人

3期目 1人（男性）

2期目 18人（男性9人、女性9人）

協議会名	委員数	協議会名	委員数
東かがわ	2 (1)	高松西	2
さぬき	3 (2)	琴平	2 (2)
高松東	2 (1)	三豊	2 (1)
小豆	5 (3)	観音寺	2 (1)
坂出	1	計	21 (11)

※（ ）は女性で内数

3 委員の選任要領

- 市・町長、各警察署長等からの推薦を受けた委員候補者の中から、居住地、職域（組織）及び年齢層に偏りが生じないように選任
- 再任（2回まで可能）の承諾が得られた委員については、特段の事情がない限り選任

4 今後の予定

(1) 委員の氏名の公告

令和4年4月1日、警察署ごとに委嘱された委員の氏名を公告

(2) 委嘱状の交付

- ・新規委嘱委員については公安委員会において委嘱式を開催予定（新型コロナウイルス感染症の状況に応じて対応）
- ・再任委員については各警察署長により交付予定

議題事項

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第18条の規定により、令和4年度における実地監査計画を策定する。

1 対象所属及び実施時期

本部留置管理課及び全警察署を対象とし、各所属の留置・護送状況等を勘案しながら四半期毎に数所属ずつ選定して実施する。

2 監査官

- (1) 本部直轄高松東留置施設
警務部の警視以上の階級にある警察官(警務部留置管理課長を除く。)
- (2) (1)以外の留置施設
警務部留置管理課長

3 監査項目

- (1) 留置業務管理者等による指揮監督状況
- (2) 被留置者の逃走事故防止対策
- (3) 留置場内への危険物等持ち込まれ防止対策
- (4) 捜留分離の遵守と捜留連携の実施状況
- (5) 被留置者の性別及び属性等に応じた処遇の実施状況
- (6) 留置施設内の規律と秩序の維持状況及び反則行為に対する禁止措置の実施状況
- (7) 適切な護送業務の推進
- (8) 感染症への適切な対応

※ この他、必要に応じて監査項目を変更する場合がある。

議題事項

制限外積載に係る高さ指定道路の区間追加に伴い、道路交通法施行細則の一部を改正する。

1 改正理由

道路管理者である丸亀市より、制限外積載に係る高さ指定道路の追加要望があり、車高3.8メートル以上4.1メートルを超えない自動車（以下「背高車両」という。）の通行に支障がないことを確認したことから、背高車両が通行可能な指定道路を追加するものである。

2 改正案

「道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）」のとおり

3 改正内容

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）別表第1の3（第13条の2関係）で定める自動車の積載物の高さの制限の区間を下記のとおり新規に追加する。

路線名	区 間
丸亀市道 丸亀臨港線	丸亀市新浜町1丁目803番15地先から 丸亀市蓬萊町8番地先まで
丸亀市道 蓬萊町区画1号線	丸亀市蓬萊町16番地先から 丸亀市蓬萊町7番1地先まで
丸亀市道 蓬萊町区画2号線	丸亀市蓬萊町21番1地先から 丸亀市蓬萊町3番2地先まで

4 施行期日

令和4年4月1日

報告事項

香川県警察教養規則に基づき、令和4年度香川県警察教養実施計画を作成したので報告する。

1 教養実施計画の目的

県警察では、「県民の期待と信頼に応える力強い警察」を確立するため、実施状況を分析し、職員の職務倫理の保持、実務に関する知識及び技能の修得、気力及び体力の練成並びに職務遂行に必要な術科技能の向上を目的として、令和4年度香川県警察教養実施計画を基にした教養及び研修を推進する。

2 学校教養

(1) 採用時教養

ア 新型コロナウイルス感染症予防に配慮しつつ、警察官としての職務倫理教養、法学等の座学や術科訓練等の基礎的な教育訓練を実施

イ 早期戦力化を目的としてロールプレイング方式による実戦的な訓練に配慮

(2) 昇任時教養

管区警察学校への入校が困難な職員に配慮

(3) 専科教養

ア 特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させることを目的

イ 教養効果を高めるため、入校前における事前教養、修了後の効果測定、本部主管課による還元教養を徹底

3 職場教養

(1) 新型コロナウイルス感染症予防に配慮した教養・訓練の実施

オンライン研修や「e-ラーニング」、web会議システム等を活用した非接触型教養の積極的な活用

(2) 職務執行能力の向上に向けた教養・訓練の充実強化

若手警察官のみならず全警察職員の実務能力の維持向上を目的とした実戦的総合訓練、総合対処法訓練及び実戦的捜査書類作成能力試験の実施

(3) 職務倫理教養の充実

各種研修の場における職務倫理教養の充実

(4) 通訳官及び通訳官希望者に対する研修

通訳官に対するブラッシュアップ教養のための語学研修の実施

4 術科

(1) 術科訓練等

新型コロナウイルス感染症予防に配慮しつつ、凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するための柔道、剣道、逮捕術、拳銃等の術科訓練等を実施

(2) 術科大会

ア 柔道、剣道、逮捕術、拳銃射撃競技、駅伝大会

イ 青年警察官柔道・剣道ブロック大会

報告事項

全警察署に対する「業務・サービス監察」を実施した結果、おおむね良好であった。

1 実施期間

令和4年1月から同年2月までの間

2 対象所属

全警察署

3 実施者

担当監察官及び監察補佐員

4 監察項目

(1) 業務監察

適正な警備警察活動の推進状況

(2) サービス監察

ア 非違事案防止対策の推進状況及び各種事故防止対策の取組状況

イ 職員の指導・支援の実施状況

ウ ハラスメント防止対策の推進状況

5 実施結果

適正な警備警察活動の推進状況という点では、情報管理に関する指導教養が適切に行われており、関係文書や電磁的記録媒体の管理も適切に行われていた。また、事件捜査に関する文書や証拠品の保管管理も適切に行われており、監察結果はおおむね良好であった。

非違事案防止対策及び職員の指導・支援の実施状況等という点では、非違事案の発生を踏まえた具体的な再発防止対策が推進され、職員の身上把握等も適切に行われており、監察結果はおおむね良好であった。

報告事項

少年法の一部を改正する法律が令和3年5月28日に公布され、令和4年4月1日から施行される。

1 少年法（昭和23年法律第168号）改正の経緯

- (1) 国民投票法及び公職選挙法の一部改正
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の成立

2 少年法改正の趣旨

民法の一部改正による成年年齢の引下げ等の社会情勢を踏まえ、18歳及び19歳の者（以下「特定少年」という。）について、少年法の適用において特例規定を整備する等の措置を講ずるもの

3 改正の要点

(1) 保護事件の特例

ア 特定少年の被疑事件の送致（付）先

家庭裁判所への直接送致は適用しないため、全て検察官送致（付）する。

イ ぐ犯少年に係る保護事件

特定少年をぐ犯の対象から除外する。

ウ 原則逆送対象事件の追加

死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、犯行時特定少年に係るものを追加する。

(2) 刑事事件の特例

留置施設等における取扱いの分離に係る規定は、特定少年の被疑者について、検察官送致（逆送）の決定がされた後においては、適用しない。

(3) 記事等の掲載の禁止の特例

特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合には、略式手続による場合を除き、記事等の掲載の禁止に係る法の規定を適用しない。

報告事項

嘱託期間満了に伴い、新たに選考した嘱託警察犬11頭の委嘱式を開催する。

1 開催日時

令和4年3月25日（金）午前11時から午前11時30分までの間

2 開催場所

高松市郷東町 県警察本部 警察犬訓練所

3 令和4年度に委嘱する警察犬および嘱託警察犬指導者

(1) 嘱託警察犬

11頭

内訳 足跡追及 9頭

臭気選別 2頭

(2) 嘱託警察犬指導者

8人

(3) 嘱託期間

令和4年4月1日から2年間（令和6年3月31日まで）

4 参考

(1) 選考要領

委嘱する警察犬は、昨年11月に開催した第68回香川県警察犬競技会の成績等に基づき選考した。

(2) 嘱託警察犬等の体制

今回の委嘱により、当県警察の嘱託警察犬は18頭、嘱託警察犬指導者は10人体制となった。

公安委員会 説明資料 No. 8	公安委員会の交通規制（専決分）の実施について	令和4年3月10日 交通部
---------------------	------------------------	------------------

報告事項

公安委員会の交通規制（専決分）については、

- 道路改良に伴う定周期式信号機の新設
- 交通死亡事故現場の安全対策に係るはみ出し禁止規制の新設
- 大手町地区4街区再編整備に伴う歩行者用道路の新設

等の43か所（区間）を実施する。

1 交通規制の総括

交通規制の新設・変更・廃止 [合計43か所（区間）]

規 制 種 別	新設	変更	廃止	規 制 種 別	新設	変更	廃止
信 号 機	1	0	0	は み 禁	1	1	1
歩 行 者 用 道 路	1	0	0	自 転 車 歩 道 通 行 可	2	7	3
横 断 歩 道	1	5	2	自 転 車 横 断 帯	0	3	5
一 時 停 止	1	1	1	そ の 他	1	0	1
二 段 停 止 線	0	1	4	計	8	18	17

2 主な交通規制

(1) 道路改良に伴う定周期式信号機の新設

高松市多肥上町 多肥平塚交差点

(2) 交通死亡事故現場の安全対策に係るはみ出し禁止規制の新設

三豊市山本町 国道377号

(3) 大手町地区4街区再編整備に伴う歩行者用道路の新設

丸亀市大手町 丸亀市役所西側